

人口減少社会を見据えた査察業務等の 重点化・効率化

平成30年7月23日

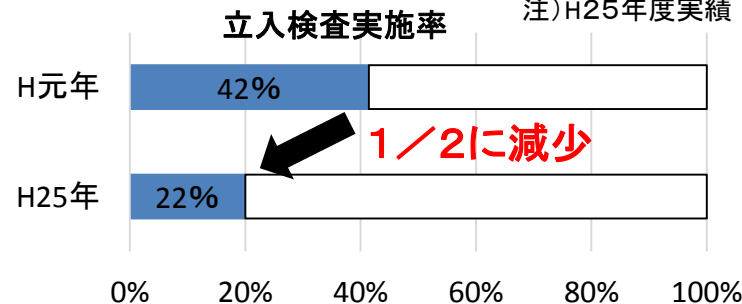
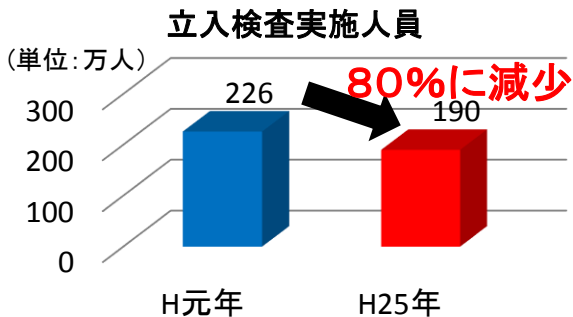
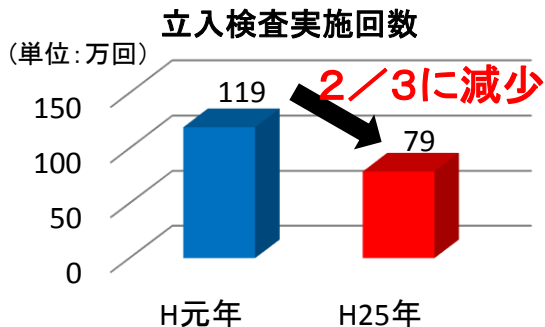
消防庁予防課

平成元年と比べて平成25年の 防火対象物数は1.4倍に増加

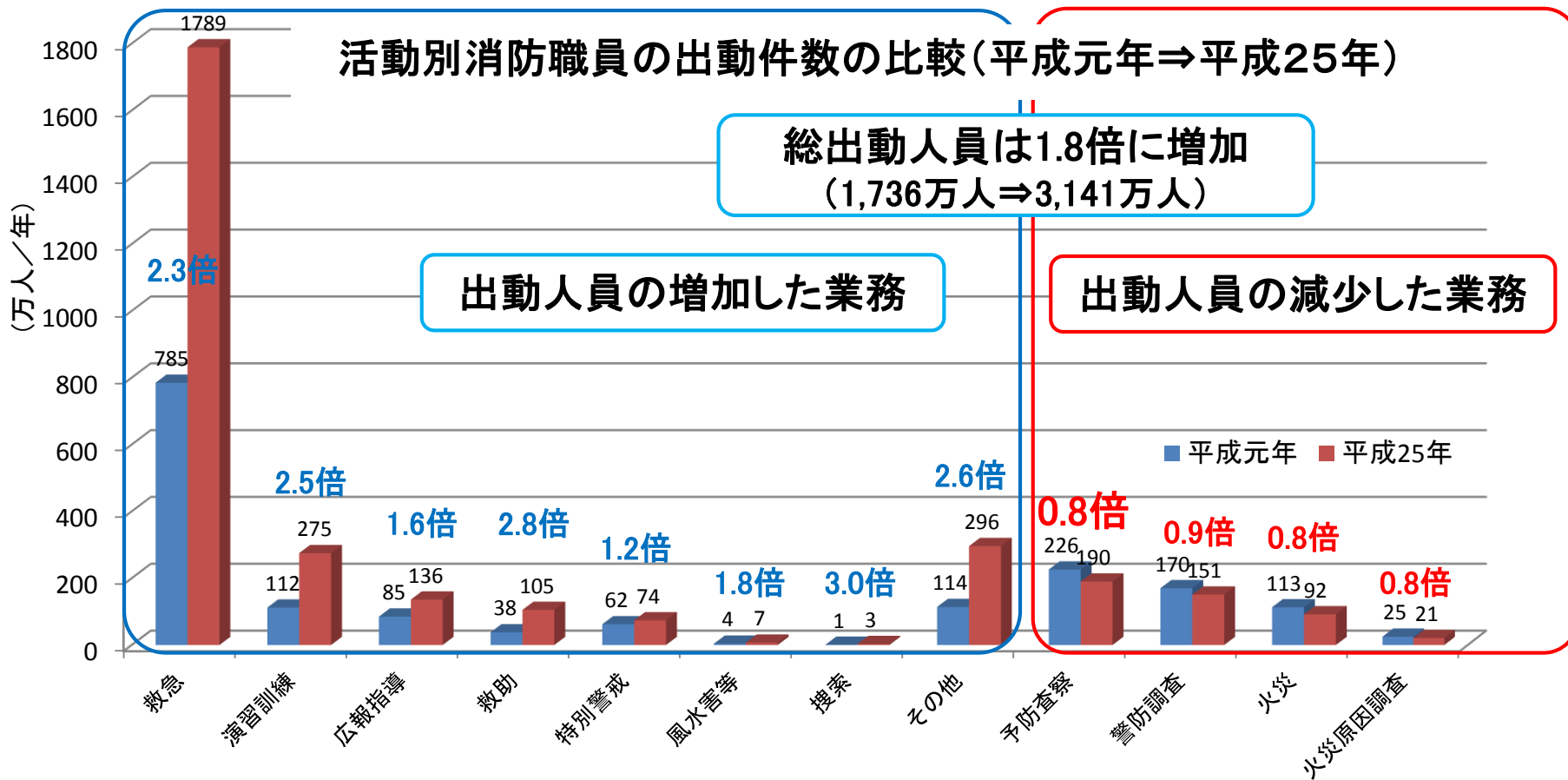
(292万棟⇒400万棟)

	大都市	中核市	その他	全国
立入検査実施率	30% (33万/110万)	27% (16万/59万)	17% (40万/231万)	22% (89万/400万)

注)H25年度実績



活動別消防職員の出動件数の比較 (平成元年⇒平成25年)



立入検査に係る消防本部間の広域的な連携・協力

消防の広域化及び消防の連携・協力に関する答申(H29.3月消防審議会)

- 高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ることが必要。
- 予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要。
- 中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることが可能。

>「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」(H28.2月)において、以下の指摘。

- ・予防査察の出向延人員は減少し、予防査察の実施率も半減。
- ・今後更に予防体制が縮小されると予防業務の着実かつ適切な執行に支障を来し、建物火災による死者の増加を招く危険性。

>「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」^{注)}(H28.3月)において、「職員の派遣」「協議会」「事務の代替執行」について期待される効果、想定される課題・留意事項を整理。

(注) 「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」(H25.6月消防審議会)において、「業務対応能力の向上に関する取組については、既に違反是正支援アドバイザー制度として、専門的知見を持つ者により実地教育を行う取組が行われているが、これに加え、消防本部間での事務委託の活用や一時的に業務量が増加する場合の職員派遣などにより、大規模消防本部及び国・県等を通じた広域的な補完、応援体制の整備を図ることが必要」との指摘。

【消防庁が行う消防本部の支援策】

○違反是正支援アドバイザー制度(充実・強化)

違反是正に関する知識・経験を有する大規模消防本部等の職員を「違反是正支援アドバイザー」として委嘱し、全国の消防本部へ派遣し、違反是正推進に係る助言や研修支援。

○違反是正実務研修

小・中規模消防本部の職員を大規模消防本部等が受け入れ、違反是正推進に係る研修を実施。

○弁護士事業

全国9都市に相談弁護士を配置し、消防本部における違反是正推進のための法的支援(アドバイス)を実施。

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、職員派遣、相互応援協定、協議会や事務の代替執行などの仕組みを、各地域における予防業務の実情等に応じて活用することにより、広域的な圏域での連携・協力等を図っていく必要。

- 大都市等の消防本部による片務的な支援となることが想定されるため、大都市等の消防本部の理解・協力をどう求めていくかが課題。
- 違反是正支援アドバイザー制度等(「職員の派遣」)の活用が有効。

全国消防長会予防委員会における要望を受けて対応

違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化を図るため、東京・指定都市に加え、各都道府県にアドバイザーを配置。



違反是正支援アドバイザー制度

違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等を違反処理支援アドバイザーとして委嘱し、各消防本部からの依頼に基づき派遣を行い、違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うことを目的として平成22年度より実施。



違反是正支援アドバイザーの派遣数(実績)

平成25年度	72名	平成27年度	91名	平成29年度	99名
平成26年度	90名	平成28年度	93名		

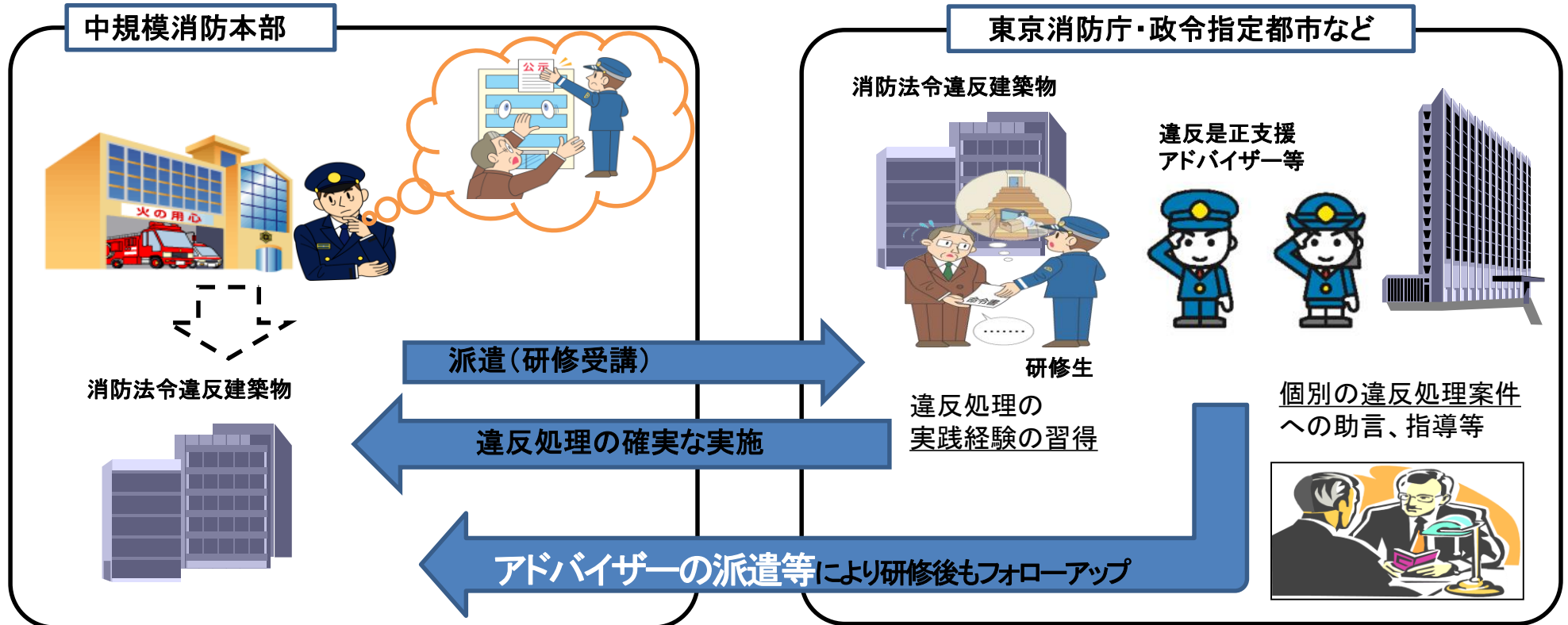
平成29年度からは、都道府県違反是正支援アドバイザー及び全国違反是正支援アドバイザーを配置し、実施。

(平成30年度:全国アドバイザー 25本部、都道府県アドバイザー 85本部)

違反是正の推進に係る実務研修事業

消防本部の職員を違反処理の経験が豊富な大都市消防本部等に5日間派遣する研修を平成25年度より実施

⇒平成29年度は、受講消防本部(52本部)が確実に違反処理に着手し、違反を是正させることに重点をおき実施。
 (研修受講後は、必要に応じて、受入消防本部からの助言、支援等も活用。また、当該違反処理の実践経験を踏まえて、継続的に違反処理を行うための体制を整備。)



違反是正の推進に係る実務研修事業(実績)

平成25年度	42消防本部	平成27年度	42消防本部	平成29年度	52消防本部
平成26年度	52消防本部	平成28年度	49消防本部		

※ 平成30年度も「違反是正の推進に係る実務研修」を実施。

違反是正推進に係る弁護士事業

本事業の概要

違反是正推進に係る事業の一つとして、全国9都市に相談弁護士を配置し、消防本部における違反是正推進のための法的支援を行えるようにする「弁護士事業」を平成25年7月1日から実施

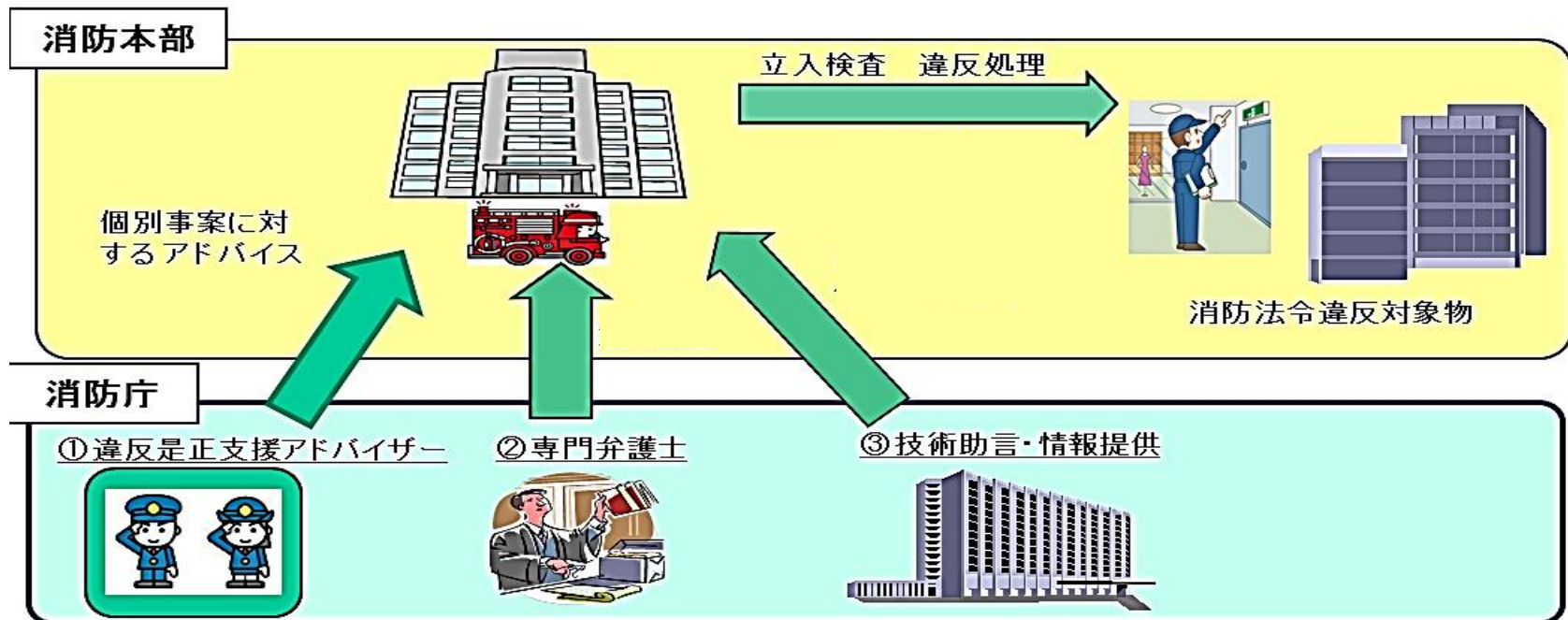
→ 〔平成30年度の実施期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで〕
〔関連通知等：【通知】「違反是正推進に係る弁護士事業」の実施について（平成30年3月20日付け消防予第87号）〕

【背景】

- 雑居ビル等、管理権原の複雑な建物の増加
- 行政措置に対する訴訟への対応などの発生

【概要】

- メールにより、違反是正に係る法的なアドバイスを受けることができる。必要に応じて電話・直接相談。



立入検査の効率化・重点化の方策案①（民間情報の活用）

以下のとおり、防火対象物を火災危険性に応じてカテゴリ分けし、管理が良好であり適正に管理されている建築物については立入検査の実施頻度を延伸することで、管理が不十分な建築物や社会的に注目されている建築物にマンパワーを集中し、立入検査の重点化・効率化を図ってはどうか。

管理が良好であり適正に管理されている建築物

立入検査の実施頻度の延伸化等、効率化を図ることができると考えられるもの。過去の立入検査実績等により、次の要件を満たすものを位置付けてはどうか。

➤ 次の1及び2の要件を満たすもの。

- 1 消防用設備等の定期点検及び定期報告を〇年間法令どおり実施
- 2-1 防火対象物点検報告義務のある防火対象物は、〇年間法令どおり実施
- 2-2 防火対象物点検報告義務のない防火対象物は、防火対象物点検報告に準じたソフト面、避難施設管理面等の点検を〇年間実施

従来と同様の方法で継続的に立入検査や必要な違反是正措置を行うべきもの。

管理が不十分な建築物

過去の立入検査実績等により、いままで実施した立入検査で毎回違反の指摘を受けているもの。

社会的に注目されている建築物

近年の社会的影響の大きい火災（小規模社会福祉施設等）の発生に伴い、必要に応じて、重点的に立入検査や違反是正を実施すべきもの。

低 火災の危険性 高

立入検査のマンパワーを集中

【(仮称)良好(適正)管理建築物認定制度】

【良好(適正)管理建築物となった場合の事業者のメリットに関する検討】

1. 認定書を消防署長に発行してもらい、利用者の目に付く場所に掲出できる。
2. 立入検査の実施頻度を〇年に1回とすることができ、事業所の作業上の負担や対応職員の負担の軽減につながる。
3. その他の優遇措置(例えば火災保険料の軽減化)について、実現の可能性を関係者と相談する予定。

(仮称)良好(適正)管理建築物認定証イメージ

良好(適正)管理建築物認定証

次の建築物は、〇年間防火上適切に維持管理されていると認めます。

建物名等

認定日、消防署長名

立入検査の効率化・重点化の方策案②（検査要員の育成・増員）

②-1 立入検査の教養シミュレーション動画の活用

京都市消防局では、新任査察員に対し、訓練施設の有無にかかわらず、よりリアルな実践型教育を行える教材として、実在事業者での査察のシミュレーション動画を作成し、その効果を検証している。

このような教養シミュレーション動画について、全国の消防本部で活用できるものを東京消防庁・政令市消防本部へ協力依頼し、各用途ごとに実際の査察で指摘する可能性の高いものや注意すべき点や知っておくべき知識等を盛り込んだ教養シミュレーション動画を作成してはどうか。

②-2 警防職員を活用するための育成方法

以下の取組のうち、特に有効だと考えられるものについて詳細を確認し、その取組を全国に周知してはどうか。

- ・定期的な教養資料を配布（2ヶ月に1回）。また、年に3回、30分程度で知識の習得状況を確認する効果測定を実施。
- ・職歴に応じた段階的な研修を実施。
- ・「予防推進者制度」を創設し、消防局研修、実地研修、自主学習課題、効果測定など、年度を通して研修を受講させている。
- ・採用後3年未満の警防職員に対し、各署予防課員が指導者となり、合同で立入検査を実施。
- ・査察技術を向上させるため、勤続15年以下の職員を対象に模擬査察の研修を実施。
- ・査察に対する苦手意識が払拭されるように研修カリキュラムにはシミュレーションを多く取り入れ、科目ごとに効果測定を実施。
- ・警防隊員まで理解しやすい細部まで明記したマニュアルの作成。

②-3 再任用職員の活用

予防技術資格者等の消防法令に精通、又は予防業務経験を有する再任用職員を予防要員として活用する方法は有効だと考えられる。主な消防本部における活用状況を確認し、先進的な事例を全国の消防本部に周知してはどうか。

立入検査の効率化・重点化の方策案③ (ICTの活用)

③-1 防火対象物台帳の電子化による情報管理の効率化

防火対象物の各種情報を査察台帳(紙媒体)のみで管理している消防本部が一定数あると考えられる。違反對象物の是正推進には、是正指導や警告・命令等の是正措置の状況、履行期限の設定や追跡指導の実施、指導経過等の情報管理を行うことが重要であるが、査察台帳(紙媒体)のみだと、情報管理に多大な労力を要する。防火対象物台帳が電子化されれば、立入検査を実施する際の優先順位や指導経過等の情報管理を容易にすることにより、立入検査の効率化に繋がると考えられる。

消防本部における防火対象物台帳の電子化を推進する方策を検討してはどうか。

(参考)

消防庁において、重大違反對象物(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)に特化した管理ソフトを作成し、全国の消防本部へ配布している。(平成29年9月26日付け消防予第300号「重大違反對象物管理ソフトの配布について」)

③-2 ノートパソコンやタブレット、モバイルプリンター等を活用したモバイル査察

モバイル端末(機動性のあるパソコン等)を使用した査察を導入することで、以下のとおり、効率化が図られると考えられる。主な消防本部における取組状況を確認し、先進事例を全国の消防本部に周知してはどうか。

1. 立入検査の効率化

モバイル端末をチェックリストとして使用し、指摘漏れの防止に繋がる。モバイル端末に装備されたカメラを使用し違反事実を記録し、悩ましい判断に対する助言等をもらうことができる。

2. 事務処理の効率化

上記チェックリストを活用し、立入検査結果通知書に反映させ手書き等時間の省略。モバイルプリンターを使用し即日、交付することも可能となる。

③-3 防火対象物の関係者による自主検査結果の活用

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」のように防火対象物における自主チェックシステムを導入し、自主チェックの結果が一定期間優良なものについては、立入検査のサイクルを延伸してはどうか。ただし、自主チェック結果の信頼性を確保するため、関係する写真等の掲示が必要と考える。